

高松市定住自立圏形成協定の議決に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 20 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市条例第 2 号

高松市定住自立圏形成協定の議決に関する条例

定住自立圏形成協定の締結，変更およびこれを廃止する旨の通告は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。